

令和6年第4回
美唄市議会定例会会議録
令和6年12月4日(水曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 報告第25号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第26号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第27号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第28号 例月出納検査結果報告
- 第11 報告第29号 例月出納検査結果報告
- 第12 報告第30号 定期監査報告
- 第13 報告第31号 美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告
- 第14 委員長報告
 - 1 陳情第2号 美唄国設スキー場の再編整備に関する陳情 [産業・厚生]
- 第15 承認第10号 専決処分の承認を求める件(令和6年度美唄市一般会計補正予算(第7号))
- 第16 議案第51号 訴えの変更について
- 第17 議案第52号 調停の成立について
- 第18 議案第53号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例制定の件
- 第19 議案第54号 美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人

- 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件
- 第20 議案第55号 美唄市手数料徴収条例の一部改正の件
- 第21 議案第56号 美唄市建築確認申請等手数料徴収条例の廃止の件
- 第22 議案第57号 指定管理者の指定の件(美唄国設スキー場)
- 第23 議案第58号 令和6年度美唄市一般会計補正予算(第8号)
- 第24 議案第59号 令和6年度美唄市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 第25 決議案第1号 美唄国設スキー場の整備等調査特別委員会の設置に関する決議

◎出席議員 (14人)

議長	谷村知重君
副議長	楠徹也君
1番	永森峰生君
2番	伊原潤司君
3番	江川いつみ君
4番	海鉾則秀君
5番	古賀崇之君
6番	吉岡建二郎君
7番	本郷幸治君
8番	齋藤久美夫君
9番	山上他美夫君
10番	森明人君
11番	川上美樹君
13番	松山教宗君

◎出席説明員

市長 桜井恒君

副市長	土屋貴久君
総務部長	村上孝徳君
市民部長	児玉ゆかり君
保健福祉部長	猪谷憲恭君
経済部長	佐藤剛司君
都市整備部長	清水真史君
市立美唄病院事務局長	藤井俊禎君
消防長	後藤博昭君
総務部総務課長	平野太一君
総務部総務課長補佐	上村名津美君

教育長	石塚信彦君
教育部長	杉本竜一君

選挙管理委員会委員長	中田礼治君
選挙管理委員会事務局長	堀澤宏史君

農業委員会会長	畑雄二君
農業委員会事務局長	山下康行君

監査委員	西尾正君
監査事務局長	高橋修也君

◎事務局職員出席者

事務局長	門田昌之君
次長	新宗晃君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 ただいまより、本日をもって招集されました、令和6年第4回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

2番 伊原潤司議員

3番 江川いつみ議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月13日までの10日間とし、うち、12月5日ないし8日、11日及び12日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議長報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

●市長桜井恒君(登壇) 令和6年第4回市議会定例会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

初めに、「損害賠償請求事件の控訴」について申し上げます。

令和2年5月1日に成年後見等開始の審判申立てがなされたことにより、権利の侵害を受けたとされる市民が原告となり、美唄市ほか2人を被告とした令和5年(ワ)第31号損害賠償請求事件につきましては、札幌地方裁判所岩見沢支部において、去る令和6年9月26日午後1時30分より判決が言い渡され、原告の請求が棄却されましたが、令和6年10月9日、原告側は判決を不服とし、札幌地方裁判所岩見沢支部に控訴を提起しました。

現時点において、控訴の理由等は明らかにされておりませんが、引き続き、本市が依頼する代理人弁護士をとおして対応してまいります。

次に、「美唄市と台湾花蓮県富里郷との友好交流協定締結」について申し上げます。

去る令和6年10月1日、美唄市は台湾花蓮県富里郷との間で、海外自治体とは初めてとなる友好交流協定を締結しました。

この協定の締結により、農業を基幹産業とする双方が各々の特性を活かした行政連携に取り組む中で、それぞれの課題解決に向けた連携手法を模索しながら、地域農業や経済をはじめとする相互のさらなる発展を目指してまいります。

以上、申し上げまして報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第6、教育行政報告に入ります。

●教育長石塚信彦君(登壇) 令和6年第4回市議会定例会に当たり、教育行政の主なものについてご報告申し上げます。

「いじめの重大事態」について申し上げます。

本年6月から9月にかけて、市内の小学校において上級生から下級生への集団暴力事案等があり、去る11月26日に当該校から教育委員会に対し、「いじめの重大事態」として、報告があったところであります。

このため、翌日11月27日に教育委員会議を臨時招集し、今後の対応について協議するとともに、同日、市長並びに教育委員で構成する総合教育会議において、報告・協議を行ったところであります。

今後の対応につきましては、当該重大事態に係る事実関係を明らかにするため、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する組織としての第3者委員会である「美唄市いじめ問題審議会」において調査を行い、結果をご報告いただくこととなります。

教育委員会としましては、被害に遭われた児童並びに保護者の心のケアを最優先に取り組むとともに、学校や保護者、地域の皆様との連携による見守り体制の強化等により、子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる環境の構築に向けて、しっかりと対応してまいります。

以上、申し上げまして報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第7、報告第25号例月出納検査結果報告ないし日程の第12、報告第30号定期監査報告の以上6件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、報告第25号ないし報告第30号の以上6件を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第13、報告第31号美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告を議題といたします。

これより、本件について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、報告第31号を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第14、委員長報告に入ります。

順序1、陳情第2号美唄国設スキー場の再編整備に関する陳情を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

●産業・厚生委員会委員長齋藤久美夫君（登壇） ただいま議題となりました、陳情第2号美唄国設スキー場の再編整備に関する陳情について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

本件は、先の第3回定例会において付託されたもので、継続審査となっているものであります。

その後の経過といたしまして、9月30日に委員会を招集して、審査いたしました。

審査における委員からの意見としては、美唄国設スキー場再編整備について、事業の必要性や計画の時期や事業費、様々な角度を検討し、市民目線で慎重に進めた方がいいと思うため、願意妥当とするべきだと考える、との意見がありました。

結果といたしまして、陳情第2号につきましては、採択して市長に送付すべきものとし、意見としては、「願意妥当と認められるので、美唄国設スキー場の再編整備について、事業の必要性、計画の時期や事業費について、様々な角度から検討し、市民目線で慎重に進められるよう、善処されたい。」と決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 これより、陳情第2号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**陳情第2号美唄国設スキー場の再編整備に関する陳情**は委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第15、承認第10号専決処分の承認を求める件（令和6年度美唄市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君（登壇） ただいま上程されました、承認第10号専決処分の承認を求める

件(令和6年度美唄市一般会計補正予算(第7号))について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、専決第6号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第7号)について、10月9日の衆議院解散に伴う衆議院議員選挙等に係る経費及び交流拠点施設の上水ポンプ場内にある流入流量調整弁に不具合が生じたことから修繕に係る経費を計上するもので、急を要することから地方自治法の規定により、去る10月9日付けで議案に記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ2,918万円を追加し、補正後の予算総額を199億4,771万1,000円としたものであります。

補正内容につきましては、歳出から申し上げますと、総務費には、「衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務」を、商工費には、「交流拠点施設整備事業」を、それぞれ計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金及び繰入金を補正し、財源対応をいたしました。

よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

●議長谷村知重君 これより、承認第10号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**承認第10号専決処分の承認を求める件(令和6年度美唄市一般会計補正予算(第7号))**は、原案のとおり**承認**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第16、議案第51号訴えの変更についてないし日程の第22、議案第57号指定管理者の指定の件(美唄国設スキー場)の以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第51号訴えの変更についてであります。本件は、令和6年第1回臨時会において議決のあった訴えの提起中、賠償を求めている損害賠償金について、重機リース料等の積算単価に不備があったことから金額を変更するものであります。

次に、議案第52号調停の成立についてであります。本件は、令和4年4月1日に契約した令和4年度指定緊急避難場所の土地賃貸借契約に基づく賃料相当損害金に関し、令和6年第2回定例会において議決のあった調停の申立てにより、適正な債務額の確定を求めていたところですが、このたび、岩見沢簡易裁判所から調停条項案が示されたことから、調停を成立させようとするものであります。

次に、議案第53号定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例制定の件であります。本件は、南空知定住自立圏の形成に係

る連携協定締結に向けて、定住自立圏構想推進要綱に基づき、議会の議決事件を定めるため条例を制定するものであります。

次に、議案第54号美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件であります。本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、個人番号を利用した他の行政機関等との特定個人情報に関する情報連携及びマイナンバーカードと被保険者証の一体化による医療保険給付関係情報の連携に係る規定を見直すほか、条項の整理等の必要な改正を行うものであります。

次に、議案第55号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件であります。本件は、建築基準法の規定に基づき設置をしてきた建築主事について、今後、安定した配置をすることが困難となる見込みのため、建築主事及び限定特定行政庁の権限に関する条例の必要な改正を行うものであります。

次に、議案第56号美唄市建築確認申請等手数料徴収条例廃止の件であります。本件は、建築基準法の規定に基づき設置をしてきた建築主事について、今後、安定した配置をすることが困難となる見込みのため、建築主事及び限定特定行政庁の権限に関する条例の廃止を行うものであります。

次に、議案第57号指定管理者の指定の件(美唄国設スキー場)であります。本件は、地方自治法の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるも

のであり、美唄国設スキー場の指定管理者に、株式会社アンビックスを、指定しようとするものであります。なお、指定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 ただいま提案理由の説明がありました、議案第51号ないし議案第57号については、大綱質疑にとどめ、所管の委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これより、議案第51号ないし議案第57号の以上7件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第51号ないし議案第54号の以上4件は、総務・文教委員会に、議案第55号ないし議案第57号の以上3件は、産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

●議長谷村知重君 次に日程の第23、議案第58号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第8号)及び日程の第24、議案第59号令和6年度美唄市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第58号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第8号)であります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条債務負

担行為、第3条地方債について、補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ1億6,932万円を追加し、補正後の予算総額を201億1,703万1,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費には、令和4年4月1日に契約した令和4年度指定緊急避難場所の土地賃貸借契約に基づく賃料相当損害金に関し、令和6年第2回定例会において議決のあった調停の申立てにより、適正な債務額の確定を求めているところですが、このたび、岩見沢簡易裁判所から調停条項案が示されたことから、当該賃料相当損害金を支出する「訴訟事務」を計上いたしました。

民生費には、令和5年度の生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金等について、精算に伴う超過交付分を返還する「生活保護事務」及び「生活困窮者自立支援事業」をそれぞれ計上し、また、令和6年度の生活保護扶助費の不足見込分を増額するとともに、令和5年度の生活保護扶助費国庫負担金の精算に伴う超過交付分を返還する「生活保護扶助事業」を計上いたしました。

農林費には、地区除外決済金、畑地化協力金及び農業次世代人材投資事業補助金を交付する「経営所得安定対策等推進事業」を、予算を上回る申請があったことから、農業未来投資補助金を増額する、「美唄スマート農業推進事業」を、農地利用効率化等支援交付金を交付する「農地利用効率化支援事業」を、また、農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業補助金を交付する「農業支援サービス事

業緊急拡大支援対策事業」をそれぞれ計上いたしました。

土木費には、10線橋補修工事について、工事請負費に不足が生じるため、「橋りょう新設改良事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、道支出金、繰入金、繰越金、市債をそれぞれ計上し、財源対応をいたしました。第2条債務負担行為の補正につきましては、本定例会に提案している施設指定管理者の指定に伴い、新たに債務負担行為を設定するものであります。第3条地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「橋りょう新設改良事業」の実施に伴う財源として、「道路橋りょう整備債」1,970万円を増額発行するため、地方債の限度額を変更するものであります。

次に、議案第59号令和6年度美唄市下水道事業会計補正予算(第1号)であります。

本件は、企業債年度別償還状況調を作成する際、元金及び利息を事業別・年度別に詳細に算出する必要があることから、企業債台帳システムの改修を行うものであります。

補正内容につきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額のうち、営業費用を280万円増額し、収益的支出合計を11億9,454万4,000円とし、財源といたしまして、企業債を借り入れるものであります。また、地方債の補正につきましては、本補正予算に計上している下水道事業の実施に伴う財源として、「公営企業会計適用債」280万円を増額発行するため、地方債の限度額を変更するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第58号及び議案第59号については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第58号及び議案第59号の以上2件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第58号及び議案第59号については、13人の議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8号第1項の規定により、

永森峰生議員、伊原潤司議員、
江川いつみ議員、海鉦則秀議員、
古賀崇之議員、吉岡建二郎議員、
本郷幸治議員、齋藤久美夫議員、
山上他美夫議員、森明人議員、
川上美樹議員、楠徹也議員、
松山教宗議員

の以上13人の議員を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第25、決議案第1号美唄国設スキー場の整備等調査特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●8番齋藤久美夫議員(登壇) ただいま議題となりました、決議案第1号美唄国設スキー場の整備等調査特別委員会の設置に関する決議について、お手元の案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

美唄国設スキー場の整備等調査 特別委員会設置に関する決議

(委員会の設置)

1 本市議会に、美唄国設スキー場の整備等調査特別委員会を設置する。

(設置の目的)

2 本委員会は、美唄国設スキー場(以下「スキー場」という。)の整備に関して、本市の財政運営に影響が及ぶことがないよう、構想、役割、課題等について、調査を行うことを目的とする。

(調査事項)

3 本委員会の調査事項は次のとおりとする。

- (1) スキー場の整備に関する構想、役割、課題等について
- (2) スキー場の整備に向けた市民、関係団体等との連携について
- (3) 国、関係機関等との連携について
- (4) その他委員会が必要と認めた事項について

て

(委員の定数)

4 本委員会の委員定数は14人とする。

(調査期間と閉会中の調査)

5 本委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで委員会を継続存置する。

(経費)

6 本委員会の調査に要する経費は、議長の承認を得て支出する。

上記決議する。

令和6年12月4日

美唄市議会

以上、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、決議案第1号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第1号美唄国設スキー場の整備等調査特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました、美唄国設スキー

場の整備等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、永森峰生議員、伊原潤司議員、江川いつみ議員、海鉾則秀議員、古賀崇之議員、吉岡建二郎議員、本郷幸治議員、齋藤久美夫議員、山上他美夫議員、森明人議員、川上美樹議員、楠徹也議員、松山教宗議員、谷村知重の以上14人の議員を指名いたします。

●議長谷村知重君 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。
大変ご苦労様でした。

午前10時31分 散会

